

# 住環境点検ワークショップ

におじゃましました。

## 「ワークショップの流れ」

みんなでまち歩き！  
実際に環境を目で見て歩きます。

グループに分かれ、困りことなどの意見を出し合います。

グループで発表し、情報を交換します。

良いところや問題点をまとめ、報告会をして共有します。

の仮設団地で、東京大学仮設まちづくり支援チームの協力のもと開催されてきましたが、12月は、小鐘第9、第10、第12仮設団地（中村地区）で行われました。

現在、仮設団地では、代表者を中心に仮設団地自治会や近隣地域との町内会などさまざまな形でコミュニティを形成しつつあります。その中で、地域コミュニティの充実を図るためいろいろな取り組みが行われています。

取り組みの一つに、住環境点検ワークショップがあります。これは、自分たちの住む仮設団地を自ら点検し、改善に向けて意見を出し合う会です。これまでいくつか



話した事柄は全て書き出してマップに並べていく

「飲み屋がほしい。」や「集会所で懇親会を開くべき。」といった意見も出され、心の面や住民の親睦に関するアイデアも提案されました。

## 健康相談を行います

（財）岩手県予防医学協会の保健師・看護師等が仮設住宅の集会所や談話室などを定期的に巡回し、血圧測定や健康についての相談を行います。仮設住宅に住んでいる人のみでなく、誰でも参加できますので、気軽に利用してください。

## 各種検診のお知らせ

### 【腹部エコー検診】【大腸がん検診】

詳細は12月20日発行広報をご覧ください。事前に問診事項の記入をしたい方や取りに来るのが可能な方は、問診票がありますので、役場福祉課窓口までお願いします。（採便容器は役場福祉課で配布しております。）

### 【乳がん検診】【子宮頸がん検診】

下記の日程で、乳がん検診および子宮頸がん検診を行います。この検診は隔年（2年に1回）の受診となっており、今年度の対象者は次のとおりです。

乳がん検診：昭和45年以前の奇数年生まれ（平成24年3月31日で40歳以上の人）  
子宮頸がん検診：昭和63年以前の奇数年生まれ、平成2年生まれ（平成24年3月31日で20歳以上の方）

月 日	場 所	受付時間
1月24日（火）	桜木町保健福祉会館	9：30～10：30
1月25日（水）	旧吉里吉里中学校体育館	
1月26日（木）	大ケ口多目的集会所	
1月27日（金）	かみよ稲穂館	13：00～14：00
1月28日（土）	仮設保健センター（寺野）	

乳がん検診にはバスタオル、子宮頸がん検診にはスカートを持参してください。  
※各検診とも「がん検診推進事業該当者」として、「検診手帳」および「クーポン券」が郵送されている方は、クーポン券と問診票を持参してください。（問診事項は事前に記入をお願いします。）

※「がん検診推進事業該当外」の方で、事前に問診事項の記入をしたい方や取りに来るのが可能な方は、問診票がありますので、役場福祉課窓口までお願いします。

### 【骨粗しょう症検診】

- 月日 1月28日（土）
- 受付時間 9：30～11：00
- 場所 仮設保健センター（寺野）
- 対象者 町内に住所を有する40歳以上の女性
- 料金 無料（今年度に限りです）

日 付	時 間	会 場
1月11日（水）	9：15～10：15	赤浜第3仮設団地
	10：45～11：45	赤浜仮設団地
1月25日（水）	13：30～14：30	吉里吉里第2仮設団地
	11：00～12：00	小鐘第17仮設団地
小鐘第5仮設団地		
小鐘第16仮設団地		
小鐘第12仮設団地		
小鐘第15仮設団地		
1月11日（水）	13：30～14：30	小鐘第8仮設団地
		小鐘仮設団地
1月24日（火）	13：30～14：30	小鐘第6仮設団地
		小鐘第20仮設団地
1月12日（木）	9：15～10：15	吉里吉里仮設団地
	10：45～11：45	吉里吉里第4仮設団地
1月26日（木）	13：30～14：30	吉里吉里第5仮設団地
	11：00～12：00	大槌第4仮設団地
大槌第5仮設団地		
大槌第3仮設団地		
大槌第10仮設団地		
大槌第9仮設団地		
1月12日（木）	13：30～14：30	大槌仮設団地
		大槌第7仮設団地
1月25日（水）	13：30～14：30	大槌第8仮設団地
		安渡第2仮設団地
		安渡第3仮設団地

## 健診・相談・予防接種

健診・相談・予防接種を下記のとおり実施します。会場は大槌町仮設保健センター（寺野）です。

### 【1歳6か月児健康診査】

- 実施日 1月31日（火）
- 対象者 平成22年6月生まれ  
平成22年7月生まれ
- 受付時間 12：00～12：30

### 【4か月児相談】

- 実施日 1月16日（月）
- 対象者 平成23年9月生まれ
- 受付時間 13：30～14：00

### 【7か月児相談】

- 実施日 1月16日（月）
- 対象者 平成23年6月生まれ
- 受付時間 9：30～10：00

### 【2歳6か月児相談】

- 実施日 1月30日（月）
- 対象者 平成21年6月生まれ  
平成21年7月生まれ

### ■受付時間

- 6月生まれ 9：30～10：00
- 7月生まれ 13：30～14：00

### 【BCG予防接種】

- 実施日 1月16日（月）
- 対象者 平成23年9月生まれ
- 受付時間 13：00～13：20
- 持ち物 予診票、母子健康手帳

### 【三種混合】（百日咳・ジフテリア・破傷風）

- 実施日 1月17日（火）または1月20日（金）
- 対象者 平成16年8月生～平成23年8月生（生後3か月～生後90か月）
- ※標準的な接種期間 平成23年1月生～平成23年8月生（生後3か月～生後12か月）

- 受付時間 13：00～13：20
- 持ち物 予診票 母子健康手帳

- 1期初回（標準的な接種期間）  
生後3か月に達した時から生後12か月に達するまでの期間

- 20～56日の間隔において3回接種して初回免疫が付きまます。

- 1期追加（標準的な接種期間）

- 1期初回3回目終了後、12～18か月の間に1回接種

### ※標準的な接種期間とは

対象年齢のうちで、その病気にかかりやすい年齢を考えて接種をおすすめる期間です。体調を整えて、なるべくこの年齢で接種を受けましょう。

☎ 福祉課健康推進班 Tel. 42-8715




女性たちのグループからは家事などに関わる細やかな意見が



活動の後、みんなで食べ物を持ち寄っての交流会

＜インタビュー＞

中村仮設自治会会長  
佐藤 邦明さん



中村の仮設団地自治会は、10月に発足しました。事業計画などを作っていないので、会費も集めていない状況ですが、何かあれば割と集まりは良いし、若い人も顔を出してくれます。今回のような話し合いによって、情報が共有でき、団地の問題を協力して自分たちで解決していければうれしいです。今後は、集会所をどんどん活用して、子育てのサークルやパソコンクラブなど、たくさんの人が参加して使えるようにしていきたいです。 また、以前からこの地域で暮らしている地元の方々や、もう一つ隣の仮設団地の自治会とも交流していけたらと思っています。



# 住民税の申告を

申告期間は 2月2日(木)～3月15日(木)

## 申告が必要な人

平成24年1月1日現在において当町に住所を有している人は、所得の有無にかかわらず町・県民税の申告が必要です。

なお、会社員で、すでに年末調整を行った人や青色申告などで直接税務署へ申告書を提出する人は、役場へ申告する必要はありません。

## 申告に必要なもの

- 印鑑
- 預金通帳の口座番号控え(所得税の還付や納付のある場合は必要となります。)
- 収支計算に必要な書類  
営業、農業、漁業、不動産業者  
売上などの収入に関する書類、支

払伝票、領収書などの整理記入した書類

給与所得者、公的年金受給者  
源泉徴収票または明細書など

○所得控除に必要な書類

震災関係で申告した雑損控除を記載した申告書。昨年中に支払った医療費、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの支払証明書や領収書、併せて身体障害者手帳、障害者控除対象者認定証などをお持ちの人は、申告会場へ忘れずにご持参ください。

※医療費控除は、支払った医療費の額から補てんされる金額(保険金、各種医療給付費、高額医療費の還付など)を差し引いた額が10万円と所得金額の5%のいずれか少ない額を超えた額が控除対象額となります。領収書の日付や支払った医療費の額

と補てんされた金額の確認をお願いします。  
代理申告できます

仕事などの都合で本人が申告に出来ない場合は、家族の人でも申告できます。あらかじめ勤務先と会社の住所、電話番号などを確認しておいてください。

## 事業主の皆さんへ

平成23年中(平成23年1月1日～平成23年12月31日)までに給料、賃金などを支払った場合には、『給与所得の源泉徴収票』を作成し、平成24年1月31日までに、すべての受給者に交付することになっています。  
また、『給与支払報告書』は、金額の多少にかかわらず、受給者の平成24年1月1日現在の住所の市町村に平成24年1月31日までに提出してください。

申告の問い合わせ先は  
(町県民税)  
税務会計課課税班TEL42-8711  
(事業税) 沿岸広域振興局経営企画部  
税務室TEL25-2703  
(所得税) 釜石税務署TEL25-2083

## 住民税申告日程

※受付期間中、役場窓口での申告受付は行いません。

日付	対象地区・対象仮設団地	会場	時間
2月2日(木)	花輪田	桜木町保健福祉会館	9:00～16:00
3日(金)	桜木町		
6日(月)	蕨打直、臼沢、寺野、小鏈第14		
7日(火)	小鏈仮設、小鏈第6、小鏈第13、小鏈第20、小鏈第21	小鏈第8仮設集会所	9:00～16:00
8日(水)	小鏈第7、小鏈第8、小鏈第11、小鏈第15	小鏈第5仮設集会所	9:00～16:00
9日(木)	小鏈第2、小鏈第4、小鏈第16、小鏈第17、小鏈第19		
10日(金)	小鏈第5、小鏈第9、小鏈第10、小鏈第12		
13日(月)	長井、徳並	小鏈多目的集会所	9:00～11:30
	種戸、一の渡、小鏈第3		13:30～16:00
14日(火)	戸沢、中山、中川原、折合、戸保野	金沢支所	9:00～16:00
15日(水)	安瀬の沢、元村、対間、下屋敷、金沢仮設		
16日(木)	大槌第5(A～C)	かみよ稲穂館	9:00～16:00
17日(金)	大槌第4、大槌第5(D～E)		
20日(月)	大槌第2、大槌第3、大槌第9、大槌第10		
21日(火)	和野、前段		
22日(水)	大ケ口1丁目		
23日(木)	大ケ口、大ケ口2丁目、源水、大槌第8、	大ケ口多目的集会所	9:00～16:00
	大槌仮設、大槌第6、大槌第7、大槌第12、大槌第14、		
24日(金)	榎内	浪板交流促進センター	9:00～16:00
27日(月)	吉里吉里第2、吉里吉里第3、浪板		
28日(火)	吉里吉里1丁目、吉里吉里仮設		
29日(水)	吉里吉里2丁目、吉里吉里第5	吉里吉里地区体育館	9:00～16:00
3月1日(木)	吉里吉里3丁目、望洋ヶ丘、吉里吉里第6		
2日(金)	吉里吉里4丁目	安渡小学校体育館	9:00～16:00
5日(月)	安渡仮設、安渡第2、安渡第3、大槌第11、安渡1丁目、安渡2丁目、安渡3丁目、港町、新港町		
6日(火)	赤浜仮設、赤浜第4、吉里吉里第4、赤浜1丁目、赤浜3丁目	赤浜小学校体育館	9:00～16:00
	7日(水)		
8日(木)	沢山	城山公園体育館1F トレーニング室	9:00～16:00
9日(金)	全地区		
12日(月)	全地区		
13日(火)	全地区		
14日(水)	全地区		
15日(木)	全地区		

## 固定資産税(償却資産)の申告受付

1月4日(水)～1月31日(火)

固定資産税の償却資産とは、土地・家屋以外で事業のために使用する資産のことをいい、町内に償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。該当する人は、期限内に忘れずに申告してください

### 申告が必要な人(事業主)

一般企業のほか、工業、商業、飲食業、  
医療や農林水産業などの個人経営者  
申告が必要な償却資産

- ①事業に使用する構築物や設備機械、車両、備品、機具など
- ②事業用資産の修繕・改良に要した費用
- ③耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産

### 申告の必要がない償却資産

- ①鉱業権、漁業権、特許権などの無形減価償却資産
- ②自動車税および軽自動車税の課税対象である自動車
- ③耐用年数が1年未満の資産
- ④取得価格が10万未満の資産で一時に損金または必要経費に算入された資産
- ⑤取得価格が20万円未満の資産で事業年度ごとに一括して3年間で均等に償却した資産
- ⑥家屋として固定資産税が課税されている資産
- ⑦大槌町以外の市町村に有する資産(その資産が所在する市町村に申告してください。)

### 申告方法

- ①担当窓口で申告してください
- ②郵送でも受け付けます

税務会計課 TEL42-8711

## 納税相談の実施・夜間窓口の開設について

被災、その他の事情により指定納期内に納付が困難な人は、納税相談に応じますので、印鑑を持参し早めに相談してください。

なお、月末3日間は相談・納付窓口を夜7時30分まで延長して開設します。

■夜間窓口開設日 1月27日(金)、1月30日(月)、1月31日(火)

■場所 税務会計課窓口

☎ 税務会計課 TEL42-8711